

【科目情報】

授業コード	1FCB103010	科目ナンバリング	FCALAW81003-J1
授業科目名	行政活動と法		
担当教員氏名	重本 達哉		
開講年度・学期	2022年度前期	曜日・時限	月曜2限
授業形態	講義		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

授業概要	<p>行政法について講義形態で行われる法律基本科目として、この授業は、行政（作用）法総論における理論や制度の基本構造を理解し、個別行政過程の法的仕組みを分析するための基礎的能力を身につけることを目的とする。この目的を達成するために、この授業では、憲法・民事法・刑事法などの基礎を修得した者を対象として、行政法上の基礎的な理論・制度について、特に、「法律による行政の原理」その他の行政法の基本原則・一般原則と、それらに基づいて行われるべき行政活動の代表的な類型である「行政行為」その他の形式の定義・意義・分類・基本的要件・主な手続などについて、近時の判例・学説の展開を踏まえつつ説明する。</p>
到達目標	<p>少なくとも、どのような行政活動がどのような理由で違法又は適法と評価されるべきかについて、行政通則的法律及び参照することが指示されている法令に基づいて説明できることを、究極的には、どのような行政活動がどのような要件ないし手続の下で法定されるべきかについて、行政法の基本原則・一般原則及び関係法令を踏まえて検討できることを、到達目標とする。</p>

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	<p>〈行政法序論 1〉 行政法の特質、意義及び大まかな分類について検討する。</p>	<p>〈事前学習〉 行政法の特質などに係る教科書該当箇所を一読し、理解が困難な箇所をチェックしておく。</p> <p>〈事後学習〉 理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>
第2回	<p>〈行政法序論 2〉 行政活動の主体・組織（と私人）について検討する。</p>	<p>〈事前学習〉 行政組織などに係る教科書該当箇所を一読し、理解が困難な箇所をチェックしておく。</p> <p>〈事後学習〉 理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>
第3回	<p>〈行政法の基本原則1〉 法律による行政の原理（を中心とする法治主義）、特に、法律の留保について検討する。法律と条例との関係についてもごく簡単に取り扱う。</p>	<p>〈事前学習〉 法律の留保などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。</p> <p>〈事後学習〉 理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>

第4回	〈行政法の基本原理 2〉信頼保護について検討する。行政裁量についても、予め概括的に検討する。	〈事前学習〉信頼保護などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第5回	〈行政法の基本原理 3〉行政裁量及び適正手続の原理について検討する。	〈事前学習〉行政裁量などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第6回	〈行政法の一般原則・行政活動の形式 1：行政基準①〉比例原則・平等原則などについて簡潔に検討した上で、行政活動の形式全般について概括的に取り扱い、法規命令の基本的要件も併せて検討する。	〈事前学習〉比例原則などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第7回	〈行政活動の形式 2：行政基準②〉法規命令の主な手続及び行政規則に係る違法事由について検討する。	〈事前学習〉法規命令などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第8回	〈行政活動の形式 3：行政行為①〉行政行為の概念・分類・効力などについて検討する。行政行為の附款についても併せて検討する。	〈事前学習〉行政行為の概念などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。

第9回	<p>〈行政活動の形式 4：行政行為②〉行政行為の瑕疵及び行政行為の職権取消しなどについて検討する。</p>	<p>〈事前学習〉行政行為の（当然）無効などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。</p> <p>〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>
第10回	<p>〈行政活動の形式 5：行政行為③〉行政裁量に基づく行政行為の司法審査について検討する。行政計画についてもごく簡単に扱う。</p>	<p>〈事前学習〉行政裁量の司法審査に係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。</p> <p>〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>
第11回	<p>〈小括：行政処分（行政行為）の違法〉行政処分の実体的違法事由について主に検討する。個別法の解釈の仕方についても併せて検討する。</p>	<p>〈事前学習〉行政処分の実体的違法事由に係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。</p> <p>〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>
第12回	<p>〈行政活動の形式 6：行政行為④〉行政手続法上の行政処分手続、手続的違法事由と行政行為の取消しとの関係について検討する。</p>	<p>〈事前学習〉行政手続に係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。</p> <p>〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>
第13回	<p>〈行政活動の形式 7：行政指導・行政契約〉両者と共に、行政制裁についても予めごく簡単に扱う。</p>	<p>〈事前学習〉行政指導などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。</p> <p>〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。</p>

第14回	〈行政活動の一般的制度 1：行政と情報〉行政調査・届出・情報公開・個人情報保護について主に検討する。	〈事前学習〉行政調査などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第15回	〈行政活動の一般的制度 2：行政上の義務履行確保&まとめ〉行政上の強制執行・交通反則金その他の行政制裁・司法的執行の可否について主に検討する。	〈事前学習〉行政上の強制執行などに係る教科書該当箇所を一読した上で、関連判例の事実の概要・争点・判旨を説明できるように努める。 〈事後学習〉理解がなお不十分である点を中心に教科書を再読すると共に、関係条文・司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、関連する知識の定着及び文章化に努める。
第16回	期末試験	

成績評価方法	〈絶対評価〉 授業における質問又は議論への参加状況について 20%、期末試験について 80%の割合で評価する。当該評価に当たっては、最低限の到達目標、すなわち、質問ないし設問に係る行政活動がどのような理由で違法又は適法と評価されるべきかについて、行政通則的法律及び参照することが指示されている法令に基づいて説明できることを単位修得のための最低基準とすると共に、究極的な到達目標、すなわち、質問ないし設問に係る行政活動がどのような要件ないし手続の下で法定されるべきかについて、行政法の基本原理・一般原則及び関係法令を踏まえて検討できる能力の程度に応じて、適宜加点することとする。
履修上の注意	憲法・民事法・刑事法の基礎の修得に資する科目を既に履修していることが望ましい。また、行政法は 1つの法律を中心に学習すれば事足りる分野ではないので、学習中に自分が行政法のどこを学習しているのか迷ってしまう者が少なくない。したがって、その都度このシラバスを振り返って、自分の立ち位置を確認して欲しい。
教科書	中原茂樹『基本行政法』（日本評論社） （なお、担当教員が当該教科書や下記参考文献に即して作成した資料を事前に配付し、教科書などとともに授業で使用する。）
参考文献	稲葉馨ほか編『ケースブック行政法』（弘文堂）
その他	